

様式第1号の1（第5条関係）

（あて先）恵庭市長

恵庭市移住支援金の交付申請に関する誓約書

チェック欄

- 1 恵庭市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び恵庭市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、恵庭市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
- (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
：全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に恵庭市以外の市区町村に転出した場合
：全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額
- (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合
：全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に恵庭市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 住所、連絡先に変更があった場合、変更内容について恵庭市に提出することに同意します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される恵庭市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません
が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

上記の内容について、確認・同意いたします。

記入日 年 月 日

氏名

○住所・連絡先変更時には、下記いずれかの方法にてお知らせください。

- ・電話番号：0123-33-3131
- ・メールアドレス：citypromotion@city.eniwa.hokkaido.jp
- ・郵送先：〒061-1498 恵庭市京町1番地
恵庭市企画振興部シティプロモーション課